

# 第1章 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

## 1.1 交通バリアフリー法の概要

### (1) 交通バリアフリー法制定の背景

わが国では、他に例をみない急速な高齢化が進んでいることに加え、障害のある人も障害のない人もともに生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの考え方が社会に浸透してきており、高齢者や身体に障害のある人などが介助なしに日常生活や社会生活を送れるような環境を整備することが急務となっている。

このような環境整備の一つとして、日常生活や社会生活を送るために欠かすことのできない鉄道やバスなどの公共交通機関の旅客施設、車両、そして旅客施設周辺の道路などのバリアフリー化を促進し、安全で円滑に公共交通機関を利用することができるようにするため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定された（平成12年11月施行）。

### (2) 交通バリアフリー法の趣旨

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を促進するものである。

#### ① 公共交通機関の旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

- 公共交通事業者は、鉄道駅等の旅客施設の新設・大規模改良、車両等の新規導入の際には、バリアフリー化が義務づけられている。また、既存の旅客施設、車両のバリアフリー化については努力義務となっている。

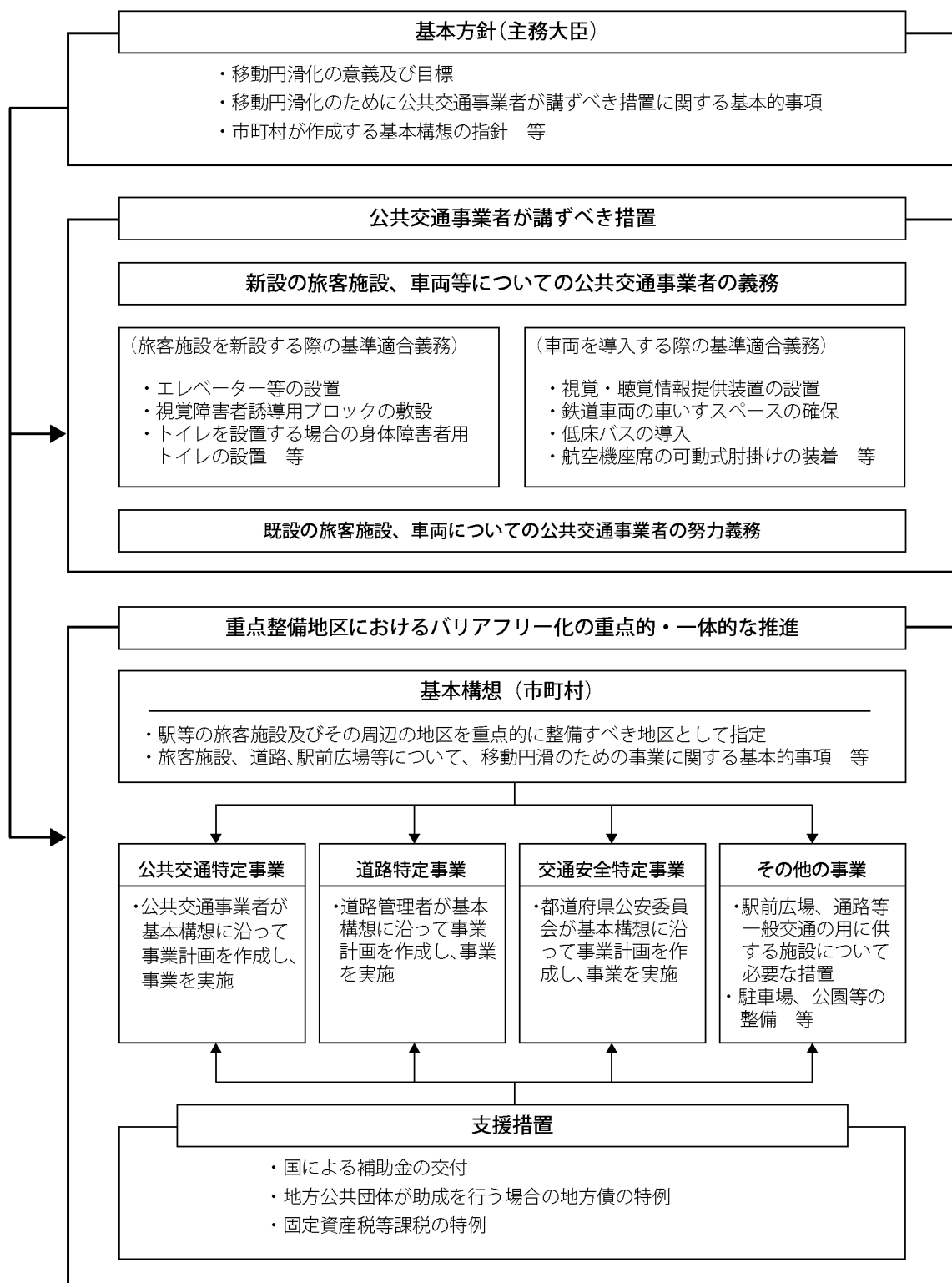
#### ② 重点整備地区のバリアフリー化の推進

- 市町村は、一定規模の鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として設定し、その地区を対象に、旅客施設や道路等のバリアフリー化を推進するための『交通バリアフリー基本構想』を策定することができる。

### (3) 交通バリアフリー基本構想

交通バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の区域、バリアフリー化を図る経路、実施すべき事業の内容等を定めるものである。

図 1.1 交通バリアフリー法の仕組み



出典)「安心して移動できる社会を目指して 交通バリアフリー法の解説」  
(国土交通省・警察庁・総務省)

## ※バリアフリー新法について

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月 21 日公布）』（通称：バリアフリー新法）が平成 18 年 12 月 20 日施行された。

バリアフリー新法の概要は以下のとおりである。

### 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』 （通称：バリアフリー新法）の概要

バリアフリー新法では、建築物や公共交通機関のバリアフリー化、駅等を中心とした一定の区域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）」（通称：交通バリアフリー法）を一体化し、両法の現在の内容に加え、

- ① 一定の道路、都市公園、路外駐車場についても新設等に際し、バリアフリー化の基準に適合することを義務付けること
- ② 旅客施設から徒歩圏外のエリアや旅客施設を含まないエリアであっても高齢者、障害者等が日常利用する官公庁施設、病院等が徒歩圏に複数立地する区域については、市町村がバリアフリー化のための計画（基本構想）を策定できることとすること
- ③ 基本構想の策定等にあたり、利用者、住民等の参加を促進させるための措置を講ずることとし、協議を行う場として、市町村、関係事業者、利用者、住民等からなる協議会を位置付けること
- ④ 基本構想に位置付けられる特定事業の対象に、建築物特定事業、都市公園特定事業、路外駐車場特定事業を追加すること

等をあらたに盛り込んでいる。

## 1.2 検討の目的と進め方

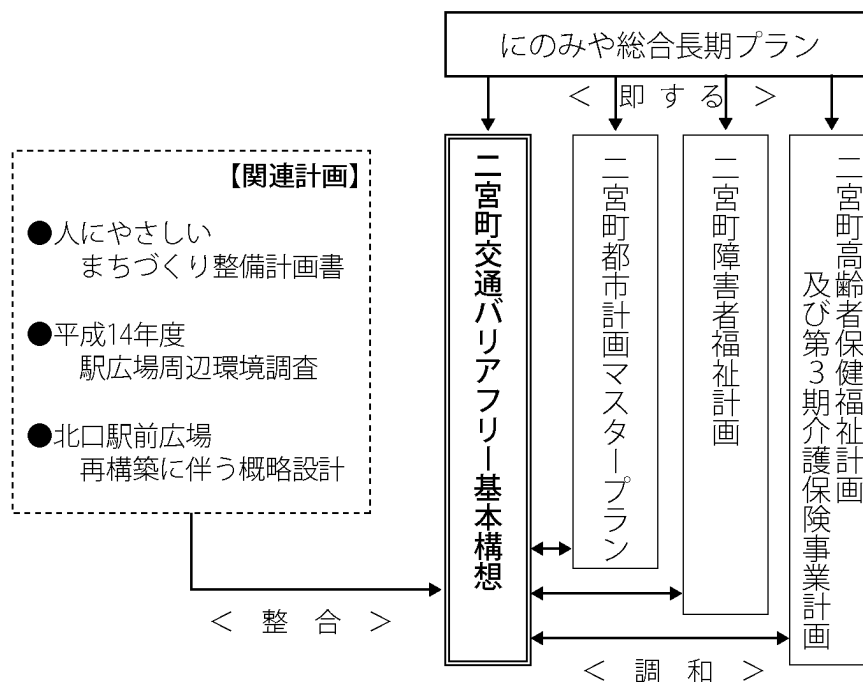
### (1) 交通バリアフリー基本構想策定の目的

二宮町では、これまで、本町の総合計画である「にのみや総合長期プラン（H15.3）」、個別計画に位置付けられる「二宮町都市計画マスタープラン（H8.3）」、「二宮町障害者福祉計画（H15.3）」、「二宮町高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画（H18.3）」等に基づき、福祉のまちづくりを推進してきた。また、二宮駅周辺においては、平成7年度に国の「人にやさしいまちづくり事業」に基づき「人にやさしいまちづくり整備計画書」を策定し駅周辺のバリアフリー化を推進してきたところである。

しかしながら、「人にやさしいまちづくり整備計画書」を策定後10年以上が経過しており、バリアフリー化の整備基準など時代の変化にも対応する必要が生じていると共に、昨年度には「二宮駅北口広場整備検討委員会」において、北口駅前広場のあり方やレイアウトについての検討を実施し、町長に提言書が提出された。

このような状況のなかで、本町では、二宮駅を中心とした地区において、旅客施設、駅前広場を含む道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目的として「二宮町交通バリアフリー基本構想」を策定し、これまで進めてきた福祉のまちづくり及び駅周辺のバリアフリー化を一層推進していくこととする。

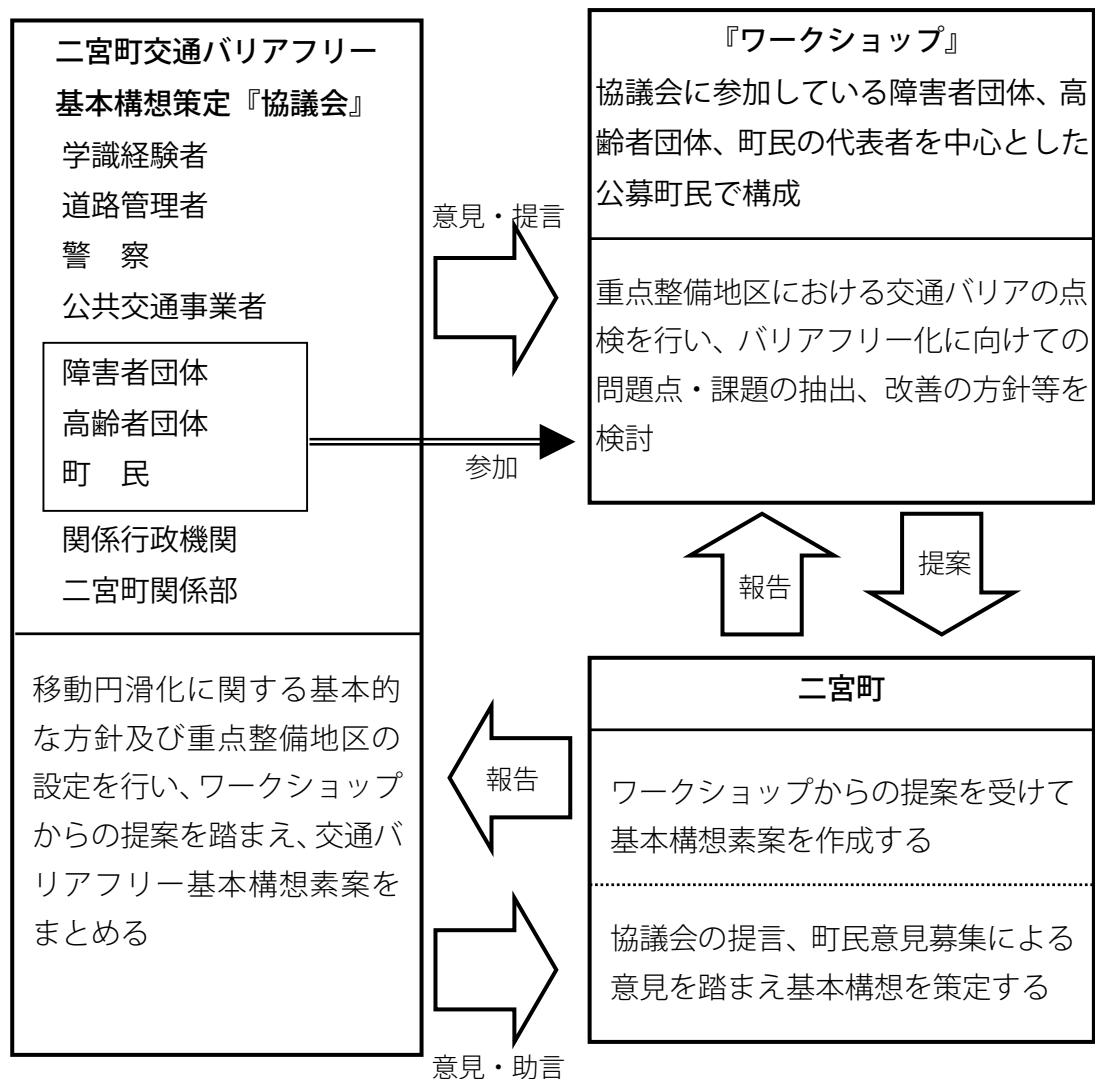
図 1.3 基本構想の位置付け



## (2) 検討体制

- ・ 二宮駅周辺地区における交通バリアフリー基本構想を策定するため、学識経験者、道路管理者、警察、公共交通事業者、高齢者・障害者等団体、町民などから構成される「二宮町交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置する。
- ・ また、協議会の下部組織として、実質的な基本構想の素案づくりを行うため、高齢者、身体障害者、地域住民などの参加による「ワークショップ」を設置し、利用者ワークショップによる意見集約を行う。
- ・ ワークショップにおいて基本構想策定のために検討した事項を踏まえ、基本構想素案を作成し、協議会へ報告・提案する。
- ・ 協議会の意見・助言を受け、二宮町交通バリアフリー基本構想を策定する。

図 1.4 基本構想の検討体制



### (3) 検討の進め方

基本構想策定の検討スケジュールは、概ね次のとおりである。

図 1.5 検討スケジュール

